

教 育 大 綱

日本リハビリテーション医学会は、わが国におけるリハビリテーション医学の発展と知識の普及を図り、以って良質な医療の提供と人々の QOL 向上に寄与する使命がある。

教育の目標は、専門医の養成および質の維持・向上にあり、加えて、すべての医師が具有すべきリハビリテーション医学の理念と知識・技術の普及に置かなければならない。

ここに、卒前、卒後初期研修、専門医研修、ならびに専門医の生涯教育に関するそれぞれの教育カリキュラムの構成について、その大枠を提示する。

- (1) 人体各器官の構造と機能
- (2) リハビリテーション医学に関連する病態・疾病の診断・治療法と臨床検査
- (3) 機能・形態障害の評価
- (4) 活動とその制限に関わる要因の評価
- (5) 社会参加とその制約に関わる要因の評価
- (6) 理学療法、作業療法、言語療法等の各種リハビリテーション治療
- (7) 補装具（義肢、装具、車いす等）の処方と適合判定をはじめ、関連する福祉用具の理解
- (8) 包括的リハビリテーション・プランの作成
- (9) 医療、福祉に関わる各種専門職とのチームワーク
- (10) リハビリテーション医療に関わる制度と社会資源

平成15年5月10日理事会承認

海外研修制度 (Traveling Fellowship) に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、国際委員会内規第2条(2)に基づき、会員が海外の主要なリハビリテーション医学関連学会に発表すること、もしくは主要な海外のリハビリテーション施設を訪問して研究に関する情報交換を行い、交流を深めることを助成する海外研修制度について定めるものである。

2 財源と支給金額

本医学会の一般会計から国際交流費として支出する。助成額は1人あたり10～35万円とし、渡航先・滞在期間によって、国際委員会が見積もり、理事会の承認のもと決定される。

3 募集人員

海外リハビリテーション医学関連学会への発表もしくは海外リハビリテーション施設への訪問・業績発表に対して年間4名以内を選ぶ。

4 応募資格

下記の資格を有する者が応募できる。なお、この制度の助成は原則として1個人1回限りとする。

(1) 45歳以下の会員であること。

(2) 海外の学術雑誌にFirst Authorとしてリハビリテーション医学に関する原著論文が1編以上あるか、もしくはリハビリテーション関連の海外の学術集会あるいは国内外の国際学術集会に1回以上の発表の経験があること。

5 助成対象

海外リハビリテーション医学関連学会への発表、もしくは海外リハビリテーション施設への訪問・業績発表を助成する。

6 応募方法

所定の履歴書、業績目録、代表論文に加え、代議員又は出身教室教授1名の推薦状を国際委員会あてに提出する。また所定の書式にしたがって、学会発表の助成希望者は学会名、開催場所、日程と発表内容を、施設訪問・施設内発表の助成希望者は訪問先と訪問日程および訪問先での発表内容を添付する。

7 選出方法

国際委員会が、応募資格の有無、学会・訪問施設の適否、発表内容の価値等を吟味して、書類審査する。

選出された候補者は理事会において最終審査の上、決定される。なお、学会発表の助成について、国際委員会の書類審査は発表演題採択通知の如何に関わらず実施可能であるが、理事会の最終審査は採択通知後に行われる。募集は原則として年1回とするが、助成対象者が募集人員に満たない場合には、追加募集が行われることがある。

8 義務

研修終了後3ヵ月以内に、海外研修報告書を国際委員会に提出する。国際委員会はそれを審査の上、本医学会関連出版物への掲載を検討する。

また、助成を受けた年度以降の会員報告会において、その成果を報告する。

附 則

本申し合わせは、平成11年9月25日より施行する。

平成13年9月29日より施行する。

平成14年3月23日より施行する。

平成15年5月10日より施行する。

平成23年7月23日より施行する。

平成24年5月30日より施行する。

海外研修制度特別助成に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、国際委員会内規第2条(2)に基づき、近隣諸国にて開催される国際学会への協力活動として若手会員の参加を促す目的のため、海外研修制度特別助成について定めるものである。
- 2 対象とする学会は、国際委員会案に基づき理事会でそのつど定める。
- 3 助成金は、学会の一般会計から特別国際交流費として支出する。助成額は国際委員会案に基づき理事会でそのつど定める。
- 4 募集人員は、国際委員会案に基づき理事会でそのつど定める。
- 5 応募資格は、対象となる学会に演題発表を行う正会員で40歳以下かつ会員暦3年以上の者とする。ただし、同年度の本医学会海外研修制度との併願はできない。また、この特別助成は原則として1個人1回限りとする。
- 6 応募期間は、国際委員会案に基づき理事会でそのつど定める。
- 7 所定の履歴書、業績目録、演題要旨、演題採択通知、推薦状を本医学会国際委員会あてに提出する。本医学会代議員又は申請者が所属する所属部署の長、あるいはそれに準じるもの1名の推薦を必要とする。推薦者は本医学会代議員以外の場合、リハビリテーション科専門医であることを要する。
- 8 候補者は、国際委員会が書類審査を行い選出する。理事会において最終審査のうえ助成対象者が決定される。
- 9 研修終了後1ヶ月以内に、研修報告書を国際委員会に提出する。この報告書は、国際委員会で審査のうえ、本医学会関連出版物に掲載されることがある。
- 10 本申し合わせの特別助成の対象となった者は、助成を受けた年度以降の本医学会海外研修制度の助成申請は制限されない。

附則 本申し合わせは平成21年11月28日より施行する。
平成24年5月30日より施行する。

外国人リハビリテーション医の短期交流制度に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、国際委員会内規第2条（2）に基づき、外国人リハビリテーション医の短期交流制度について定めるものである。この制度は外国人リハビリテーション医が日本のリハビリテーション施設を訪問、もしくは本医学会が主催する国内、国際学会で発表する際の旅費の一部を補助するものである。

2 補助

補助の額は予想される旅費に応じて一人当たり5万円から30万円の範囲とし、国際委員会が決定する。航空運賃、ホテル代などを含んだ旅費の総額がこの額を上回った場合、不足分については参加者の負担となる。参加者への年間の総支出額は理事会が承認した予算を越えない範囲とする。

3 応募者の資格

この制度の応募者は以下の条件を満たさなければならない。

- (1) リハビリテーションに携わる医師である。
- (2) リハビリテーション関係の雑誌に筆頭著者である1篇以上の掲載論文がある。
- (3) 国際学会での発表が1篇以上ある。
- (4) 英語もしくは日本語が堪能である。

4 研修制度への応募

この研修制度への応募は以下の書類を、郵便番号101-0047 東京都千代田区内神田1-18-12 内神田東誠ビル2階 国際委員会あてに指定された期限までに送付しなければならない。

- (1) 履歴書（顔写真、生年月日、email address もしくはFAX番号を含む）
- (2) 所属学会リスト
- (3) 論文、学会発表のリスト
- (4) 応募者が筆頭著者である主要論文のコピー
- (5) 以下のいずれかの推薦状：応募者が所属するリハビリテーション学会長又は理事及びそれに準ずる者、Corresponding Member、Honorary Member、代議員
- (6) 応募者が働いている施設もしくは科の長の承認状
- (7) 応募者が訪問先の施設で発表する研究発表の題名と抄録。本医学会の主催する学会にすでに発表の申し込みをしている場合はその抄録

5 選抜方法

国際委員会は応募者の資格を審査し、結果を理事長に報告する。理事会と国際委員会の間で検討し理事長が決定する。

6 研修参加者の義務

研修参加者は国際委員会に所定の報告書を提出しなければならない。委員会は報告書をThe Japanese Journal of Rehabilitation Medicine もしくは本医学会関連の刊行物に掲載する。

附 則

本申し合わせは、平成13年 9月29日より施行する。
平成14年 7月27日より施行する。
平成15年 5月10日より施行する。
平成26年11月29日より施行する。

Traveling Fellowship Program for Foreign Physicians

1. Objective

In order to achieve the objectives of the Japanese Association of Rehabilitation Medicine (JARM) from the standpoint of international exchange as set forth in Article 3 of the Articles of Association, JARM has established the Exchange Traveling Fellowship, which is one of the goals of the JARM Committee on International Affairs as specified in the Association's bylaws. By this program, qualified foreign physicians will be subsidized for a part of their transportation costs to visit rehabilitation institutions in Japan and/or to make presentations at domestic or international meetings organized by JARM.

2. Subsidy

The amount of the subsidy is from ¥50,000 to ¥300,000 per person, depending on the expected transportation cost, which is determined by the JARM Committee on International Affairs. When the total transportation cost, including airfare and accommodation fee, exceeds this amount, participants must pay the excess themselves. The total amount of the fiscal subsidy will not exceed the budget approved by JARM Board of Governors.

3. Qualifications

A candidate for this Fellowship shall satisfy the following requirements:

- 1) The said person shall be a medical doctor who is engaged in rehabilitation medicine,
- 2) The said person shall have one or more original papers related to rehabilitation medicine published with his or her name as a first author,
- 3) The said person shall have one or more experiences participating in an international or overseas conference to present a paper, and
- 4) The said person shall be fluent in either English or Japanese.

4. Application for a Fellowship

Applicants for a Fellowship shall submit the following materials to the Committee on International Affairs of JARM, 1-18-12 Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0047, Japan, by the specified deadline:

- 1) C.V. including e-mail address and/or fax number, a photo, and date of birth,
- 2) A list of medical associations or organizations to which the applicant belongs,
- 3) A list of published papers and presentations,
- 4) A copy of a major published article in which the applicant participated as the first author,
- 5) A letter of recommendation from one of the following: the chairperson or a board member of the rehabilitation organization to which the applicant belongs, a JARM Honorary /Corresponding Member, or a JARM Councilor,
- 6) A letter of approval of the chairperson of the department/institution where the applicant works, and
- 7) The titles and their abstracts of one or more topics related to rehabilitation medicine that the applicant intends to present and discuss at the institutions and/or JARM-affiliated meetings. When the applicant has already submitted an abstract for presentation at a specific JARM-affiliated meeting, a copy of that abstract form should be attached with the above scripts.

5. Process of Selection

The JARM Committee on International Affairs shall review the qualifications of the applicants and report the results to the Chairperson of the JARM Board of Governors. The Chairperson shall, following deliberations between the Board of Governors and the

Committee, select the qualified fellows.

6. Duties of Fellowship Recipients

A Fellowship recipient shall submit the assigned reports to the JARM Committee on International Affairs. The Committee will consider the reports for publication in the Japanese Journal of Rehabilitation Medicine and other JARM publications.

Approval by the Board of Governors:

September 29, 2001.

July 27, 2002.

May 10, 2003.

Traveling Fellow の受入れに関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、国際委員会内規第2条(2)に基づき、Travelling Fellow の受け入れについて定めるものである。
- 2 Traveling Fellow は原則として受け入れ施設で対応する。
- 3 滞在期間中の学術集会、専門医会、地方会などの集会には積極的に参加し、本医学会会員との交流を深めるものとする。
- 4 国際委員会担当理事及び国際委員会委員長は、Traveling Fellow が移動の途中で都合がつく場合、同人の訪問を受けることができる。(特に義務づけない。)
- 5 第2項の学術集会などへ出席の費用(実費)は、本人の出席希望と研修担当責任者の推薦(書式による)により、国際委員会担当理事と委員長の判断で本医学会から支出することができる。なお、支出の上限は、5万円とする。
- 6 認定証書は、第3項の場合は国際担当理事(ないし委員長)、その他の場合は研修施設の担当者によって授与する。

附 則

本申し合わせは、平成13年11月17日より施行する。

論文賞の選考と表彰に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第4条第4号の目的を達成するため、会誌に掲載された論文のうちリハビリテーション医学の発展に寄与する優秀な論文の表彰について定めるものである。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 日本リハビリテーション医学会最優秀論文賞 年間で最も優秀と認められた論文1編
- (2) 日本リハビリテーション医学会優秀論文賞 優秀と認められた論文1編
- (3) 日本リハビリテーション医学会奨励論文賞 若手研究者(投稿時点で35歳以下)が筆頭著者である論文の中で、最優秀と認められた論文1編

(対象)

第3条 表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 筆頭著者であること
- (2) 表彰は会員を対象とし、年次学術集会の前年1月から12月の間に会誌に掲載された原著論文、短報に対して行うものとする

(重複受賞)

第4条 同一論文の最優秀論文賞または優秀論文賞と奨励論文賞との重複受賞は認めない。

- 2 異なる論文において、同一著者の最優秀論文賞または優秀論文賞と奨励論文賞との重複受賞はこれを妨げない。
- 3 最優秀論文賞または優秀論文賞の受賞者は、受賞後2年間は選考対象から除外される。
- 4 奨励論文賞の受賞者は、受賞後2年間は同賞の選考対象から除外される。ただし、最優秀論文賞または優秀論文賞の選考対象となることは可能である。

(選考委員会)

第5条 第2条に定める各賞を選定するため、選考委員会を設ける。

- 2 選考委員会は、編集委員会が兼務する。
- 3 選考委員会の運営は、別に定める。

(選考方法)

第6条 選考委員会各委員が、別に定める採点基準に従って、該当年度の選考対象論文を採点する。

- 2 採点結果を集計し、最優秀または優秀論文賞候補論文および奨励論文賞候補論文のうち、それぞれ上位3論文を受賞候補論文とする。
- 3 選考委員会は、前項の受賞候補論文を対象に審議を行い、各賞1編を選定する。
- 4 理事会は、選考委員会の議に基づき最優秀論文賞1編、優秀論文賞1編、奨励論文賞1編を決定する。

(表 彰)

第7条 筆頭著者に対し、賞状ならびに賞金を本学会年次学術集会において理事長より授与する。

2 賞金額は、最優秀論文賞20万円、優秀論文賞10万円、奨励論文賞10万円とする。

(公 示)

第8条 選考委員会は、選考経過、受賞論文、受賞者を会誌に公示する。

附 則

本内規は、平成13年 1月27日より施行する。

平成20年 9月27日より施行する。

平成26年 3月15日より施行する。

平成26年11月29日より施行する。

国際誌論文賞の選考と表彰に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第4条第4号の目的を達成するため、国際誌 Progress in Rehabilitation Medicine に掲載された論文のうち、リハビリテーション医学の発展に寄与する優秀な論文の表彰について定めるものである。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 日本リハビリテーション医学会国際誌最優秀論文賞 年間で最も優秀と認められた論文1編
- (2) 日本リハビリテーション医学会国際誌優秀論文賞 優秀と認められた論文1編

(対象)

第3条 表彰の対象は次のとおりとする。

- (1) 筆頭著者であること
- (2) 表彰は会員を対象とし、年次学術集会の前年1月から12月の間に国際誌に掲載された原著論文 (Original article) に対して行うものとする。

(重複受賞)

第4条 同一論文の最優秀論文賞と優秀論文賞との重複受賞は認めない。

- 2 異なる論文において、同一著者の最優秀論文賞または優秀論文賞との重複受賞はこれを妨げない。
- 3 最優秀論文賞または優秀論文賞の受賞者は、受賞後2年間は選考対象から除外される。

(選考委員会)

第5条 第2条に定める各賞を選定するため、国際誌論文賞選考委員会を設ける。

- 2 国際誌論文賞選考委員会は、国際誌編集委員会が兼務する。
- 3 国際誌論文賞選考委員会の運営は、別に定める。

(選考方法)

第6条 国際誌論文賞選考委員会各委員は、同委員会が定める採点基準に従って、該当年の選考対象論文を採点する。

- 2 国際誌論文賞選考委員会は採点結果を集計し、最優秀論文賞と優秀論文賞候補論文候補を理事会に推薦する。
- 3 理事会は、国際誌論文賞選考委員会の議に基づき最優秀論文賞1編、優秀論文賞1編を決定する。

(表彰)

第7条 筆頭著者に対し、賞状ならびに賞金を本学会年次学術集会において理事長より授与する。

- 2 賞金額は、最優秀論文賞20万円、優秀論文賞10万円とする。

(公示)

第8条 国際誌論文賞選考委員会は、選考経過、受賞論文、受賞者を会誌に公示する。

附 則

本内規は、平成29年10月27日より施行する。

論文賞の採点に関する申し合わせ

1 本申し合わせは、論文賞の選考と表彰に関する内規に基づき、論文賞の採点について定めるものである。

2 対象論文一覧表に基づき、対象論文を通読し、論文ごとに次の5項目について、3段階での採点をする。意見・コメントがあれば付記する。ただし、選考委員自身が著者になっている論文については、その選考委員を対象論文の採点から外す。

(1) 採点項目は次のとおりとする。()内は各項目のチェックポイントである。

- 1) テーマの独創性・重要性（斬新性、臨床的有用性、タイムリー性、会員への貢献度など）
- 2) 研究デザイン（仮説、方法論の明快さ・適切性、統計学的手法の適切性など）
- 3) データの提示（データ提示方法の明確さなど）
- 4) データの解釈（解釈の適切性、研究の限界への言及など）
- 5) 論文の完成度（全体の構成、論旨の流れや記述の明快さなど）

(2) 採点基準は3段階とし、2, 1, 0の得点を与える。

2：特に優れている

1：優れている

0：普通

3 採点方法は、論文ごとに各採点項目の得点を集計し、その論文の総合得点とする。

附 則

本申し合わせは、平成13年1月27日より施行する。

専門医の生涯教育及び資格更新に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、専門医制度に関する規則第7条に基づき、リハビリテーション科専門医(以下、専門医という)の生涯教育及び資格更新について定めるものである。

(生涯教育基準)

第2条 専門医の資格更新に係わる生涯教育基準は、本条第2項から第4項に定めるところにより5年間に200単位の履修、医療倫理・安全に関する講演受講、専門医活動報告とする。

2 単位の履修及び要件は、次のとおりとする。

(1) 履修大項目は学会参加、教育研修講演等受講、論文、学会発表等とする。

(2) 大項目に定める項目及び単位は、別に定める(別表)。

(3) 200単位のうち、本医学会年次学術集会及び秋季学術集会の参加による単位を必須とする。

3 本医学会年次学術集会または秋季学術集会での医療倫理・安全に関する講演受講を必須とする。

4 専門医活動報告の項目は、次のとおりとする。

(1) 専門医診療活動

(2) 医療倫理と安全に関する自己研修

(3) (1)(2)に定める報告の方法は、別に定める。

(生涯教育研修)

第3条 生涯教育研修は、次のとおりとする。

(1) 本医学会学術集会会長が主催する研修

(2) 地方会組織が主催する研修

(3) 教育委員会が企画する研修

2 生涯教育研修の講習内容や手続き等は、別に定める。

(資格更新)

第4条 専門医の資格更新は、5年毎に行う。

2 最初の資格更新の期間は、認定を受けた年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。

3 資格更新の手続きは、別に定める。

附 則

本内規は、平成15年6月18日より施行する。

平成18年9月30日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

平成19年1月27日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

第2条第2項(3)は、平成24年4月1日以降の更新より適用する。

第2条第3項は、平成25年4月27日より施行し、平成26年4月1日より適用する。

(ただし、移行措置として、平成29年3月31日までの更新には、医療倫理・安全に関する講演受講の必須を免除する)

附 則

1. 本内規は平成29年1月28日より施行する。
2. 第2条第2項第3号及び第3項に拘わらず、更新対象年度以前の5年間に取得した専門医会学術集会での単位を認める。

専門医の資格更新に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、専門医の生涯教育及び資格更新に関する内規（以下、内規という。）第4条第3項に基づき、専門医の資格更新に関する手続きについて定めるものである。

2 資格更新の時期

専門医の資格更新は、毎年4月1日とする。

3 資格更新の審査

資格認定委員会は、専門医が内規第2条に定める更新条件を満たしているか否かを審査する。

4 審査結果の通知

資格認定委員会は、前項の規定により資格更新が適格と判定したものについては、専門医資格更新決定通知書と併せて専門医資格更新申請書を送付する。

5 資格更新の保留

- (1) 内規第2条に定める更新条件を満たしていないため、不適格の判定を受けた者は、資格喪失の日（4月1日）から資格更新の期間を2年間保留することができる。
- (2) (1)の規定の適用を受ける者は、専門医の資格を停止するものとする。
- (3) 第3項の規定により不適格と判定した者は、保留とする。
- (4) 資格認定委員会は保留辞退及び更新辞退を申請した者に対しては、専門医の登録を抹消するものとする。

6 保留期間を有する者の審査

- (1) 保留期間を有する者については、保留期間内又は保留期間経過後最初の4月1日に、第3項に規定する資格更新の審査を行う。
- (2) 資格更新が適格と判定した者については、第4項の規定を準用する。
- (3) 資格更新が不適格と判定した者については、専門医資格喪失決定通知書を送付する。

7 資格更新の登録

- (1) 専門医資格更新申請書の提出及び資格更新登録料が納入されたときは専門医の更新登録を行うものとする。
- (2) 専門医に更新登録された者には専門医更新認定証及び専門医教育研修記録証を交付する。

8 資格喪失に対する不服申し立て

- (1) 第6項(3)の規定により専門医資格喪失決定通知書を受領した者は、通知書を受領した日から3か月以内に理事長に対し専門医資格喪失不服申立書により不服を申し立てることができる。

- (2) 資格認定委員会は、(1)の規定により不服の申し立てがあったときは、改めて第3項に定める審査を行う。
- (3) 理事長は、資格認定委員会の審査結果に基づき、速やかに理由を付して通知するものとする。

9 資格更新の猶予

- (1) 資格更新の際、次の各号に定める事由により生涯教育研修が受講できなかった場合、内規第2条第1項に定める5年間の期間に対して、それぞれの期間猶予することができる。
 - 1) 留学 留学期間の範囲内の期間
 - 2) 疾病・出産等 保険医としての業務を遂行できなかった期間の範囲の期間
- (2) (1)の規定により更新の猶予を受けようとする者は、専門医更新時期猶予申請書様式7に証明書類を添えて申請するものとする。
- (3) 猶予の期間に取得した単位は、取り消すものとする。
- (4) 期間は、年度(4月1日から翌年3月31日まで)を単位とする。

10 資格更新等の承認

資格認定委員会は、第3項又は第6項の規定により資格更新が適格と判定された者、第5項(1)の規定により更新期間を保留する者、同項(4)により辞退する者及び第9項の資格更新の猶予を受ける者については、理事会の承認を得るものとする。

11 取得単位の通知

- (1) 資格認定委員会は、毎年、内規第2条第2項及び3項の履修状況を通知するものとする。
- (2) 資格認定委員会は、専門医に対し必要に応じて生涯教育講演の受講等について勧告する。

13 本申し合わせに関する書式は、別に定める。

附 則

本申し合わせは、
平成15年9月27日より施行する。
平成25年4月27日より施行する。

認定臨床医の生涯教育及び資格更新に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、認定臨床医制度に関する規則第5条に基づき、認定臨床医の生涯教育及び資格更新について定めるものである。

(生涯教育基準)

第2条 認定臨床医の資格更新に係わる生涯教育基準は、本条第2項に定めるところにより5年間に200単位を履修するものとする。

2 単位の履修及び要件は、次のとおりとする。

(1) 履修大項目は学会参加、教育研修講演等受講、論文、学会発表等とする。

(2) 大項目に定める項目及び単位は、別に定める。(別表)

(3) 本医学会年次学術集会あるいは地方会学術集会参加による単位を必須とする。

3 70歳以上で、更新する者もしくは理事会で推薦および承認のあったものにあつては、本条第2項の定める単位の履修等を免除し、認定臨床医(終身)とする。

4 前項3の理事会で推薦および承認のあったものとは、更新の時点で、60歳以上でかつ会員歴20年以上のものを基準とする。ただし、認定臨床医(終身)の起点は70歳になる年度の4月1日とする。

(生涯教育研修)

第3条 生涯教育研修は、次のとおりとする。

(1) 本医学会学術集会会長が主催する研修

(2) 地方会組織が主催する研修

(3) 教育委員会が企画する研修

2 生涯教育研修の講習内容や手続き等は、別に定める。

(資格更新)

第4条 認定臨床医の資格更新は、5年毎に行う。

2 最初の資格更新の期間は、認定を受けた年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。

3 資格更新手続きは、別に定める。

附 則

本内規は、平成15年6月18日より施行する。

第2条及び第4条の規定は、平成16年4月1日以降の更新より適用する。

平成18年9月30日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

平成19年1月27日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

第2条第2項(3)は、平成24年4月1日以降の更新より適用する。

第2条第3項は、平成25年4月1日以降の更新より適用する。(ただし、移行措置として、平成25年4月1日現在、70歳以上でかつ認定条件を満たす認定臨床医は、この内規に定める認定臨床医(終身)とみなす。)

認定臨床医の資格更新に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、認定臨床医の生涯教育及び資格更新に関する内規(以下、内規という。)第4条第3項に基づき、認定臨床医の資格更新に関する手続きについて定めるものである。

2 資格更新の時期

認定臨床医の資格更新は、毎年4月1日とする。

3 資格更新の審査

資格認定委員会は、認定臨床医が履修項目及び単位を履修しているか否かを審査する。

4 審査結果の通知

資格認定委員会は、前項の規定により資格更新が適格と判定した者については、認定臨床医資格更新決定通知書と併せて認定臨床医資格更新申請書を送付する。

5 資格更新の保留

- (1) 第3項の規定により所定の単位を取得していないため、不適格の判定を受けた者は、資格喪失の日の翌日から資格更新の期間を2年間保留することができる。
- (2) (1)の規定の適用を受ける者は、認定臨床医の資格を停止するものとする。ただし、生涯教育研修会等に参加し必要な単位を履修することができる。
- (3) 第3項の規定により不適格と判定した者は、保留とする。
- (4) 資格認定委員会は、保留辞退及び更新辞退を申請した者に対しては、原則、認定臨床医の登録を抹消するものとする。

6 保留期間を有する者の審査

- (1) 保留期間を有する者については、保留期間内又は保留期間経過後最初の4月1日に、第3項に規定する資格更新の審査を行う。
- (2) 資格更新が適格と判定した者については、第4項の規定を準用する。
- (3) 資格更新が不適格と判定した者については、認定臨床医資格喪失決定通知書を送付する。

7 資格更新の登録

- (1) 認定臨床医資格更新申請書の提出及び資格更新登録料が納付されたときは認

定臨床医の更新登録を行うものとする。

- (2) 70歳以上の更新適格者は、当該年度の(1)の手続き終了後、資格更新に関する一切の手続きを免除される。
- (3) 理事会によって、認定臨床医(終身)に推薦および承認された者は、(1)の資格更新に関する一切の手続きを免除される。
- (4) 認定臨床医の資格を更新登録された者には、認定臨床医更新認定証及び認定臨床医生涯教育研修記録証を交付する。

8 資格喪失に対する不服申立て

- (1) 第6項(3)の規定により認定臨床医資格喪失決定通知書を受領した者は、通知書を受領した日から理事長に対し3か月以内に認定臨床医資格喪失不服申立て書により不服を申し立てることができる。
- (2) 資格認定委員会は、(1)の規定により不服の申し立てがあったときは、改めて第3項に定める審査を行う。
- (3) 理事長は、資格認定委員会の審査結果に基づき、速やかに理由を付して通知するものとする。

9 資格更新の猶予

- (1) 資格更新の際、次の各号に定める事由により生涯教育研修が受講できなかった場合、内規第2条第1項に定める5年の期間に対して、それぞれの期間猶予することができる。
 - 1) 留学 : 留学期間の範囲内の期間
 - 2) 疾病・出産等 : 保険医としての業務を遂行できなかった期間の範囲内の期間
- (2) (1)の規定により更新の猶予を受けようとする者は、認定臨床医更新時期猶予申請書様式7に証明書類を添えて申請するものとする。
- (3) 猶予の期間に取得した単位は、取り消すものとする。
- (4) 期間は、年度(4月1日から翌年3月31日まで)を単位とする。

10 専門医資格を有した認定臨床医の資格更新の手続きの簡素化

- (1) 現行のリハビリテーション科専門医制度による資格更新開始に伴い、認定臨床医資格更新を希望する場合には専門医資格更新審査に併せて認定臨床医資格更新審査を行う。
- (2) (1)の規定による認定臨床医の資格更新に必要な単位数は、1年40単位として前回認定臨床医資格更新後からの年数に応じて換算する。この場合の取得単位については、その項目は特定しない。

なお、認定臨床医(終身)に該当する者は、単位の履修等を免除する。
- (3) (1)の規定による認定臨床医の資格更新を希望しない場合には、専門医資格更新審査のみを行う。

- (4) 専門医資格更新時に専門医資格更新が保留あるいは失効となった場合については、認定臨床医の資格更新条件が満たされていれば認定臨床医のみ更新する。認定臨床医の資格更新条件が満たされていなければ、認定臨床医資格も保留あるいは失効となる。また、保留されていた専門医資格が更新となった場合には、(1)の規定に従って改めて認定臨床医の資格更新を行う。
- (5) 更新登録料については、専門医・認定臨床医資格同時更新の場合も、専門医資格単独更新あるいは認定臨床医資格単独更新の場合と同じとする。

11 資格更新等の承認

資格認定委員会は、第3項又は第6項の規定により資格更新が適格と判定された者、第5項(1)の規定により更新期間を保留する者、同項(4)により保留辞退する者及び第9項の資格更新の猶予を受ける者については、理事会の承認を得るものとする。

12 本申し合わせに関する書式は、別に定める。

附 則

本申し合わせは、

平成14年3月23日より施行し、平成14年4月1日から適用する。

平成14年7月27日より施行し、平成14年4月1日から適用する。

平成24年4月17日より施行し、平成25年4月1日から適用する。

(但し、本10項については、平成21年4月1日から施行されている。)

平成25年1月26日より施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表 専門医・認定臨床医生涯教育の履修項目及び単位

大項目	項 目	履修単位
(1) 学会参加の 単位	a) 本医学会学術集会（以下「年次学術集会」）	20 単位
	b) 本医学会地方会学術集会（以下「地方会」）	10 単位
	c) 本医学会が認める国際学会（以下「国際学会」） *1	10 単位
	d) 本医学会専門医会学術集会（以下「専門医会」）	10 単位
	e) 日本医学会総会	10 単位
	f) リハビリテーション医学に関係のある全国規模の学会学術集会（以下「関連学会」） *2	10 単位
(2) 教育研修講演等 受講の単位 *6	a) 「年次学術集会」で行われる教育研修講演（1回につき5講演まで受講単位を認める）	10 単位
	b) 「地方会」で行われる教育研修講演（1回につき4講演まで受講単位を認める。但し、地方会学術集会と同時開催の場合は3講演までとする）	10 単位
	c) 本医学会が主催または後援する研修会（以下「関連研修会」）*3	20 単位
	d) 「専門医会」で行われる教育研修講演（1回につき4講演まで受講単位を認める）	10 単位
	e) 「関連学会」で行われる教育研修講演（1回につき2講演まで設定できる）	10 単位
	f) 地方で定期的に行われる研究会や学術集会での教育研修講演*4（1回の集会につき1講演まで設定できる）	10 単位
	g) 地方会が認める講演 *5（1回の集会につき1講演まで設定できる）	5 単位
(3) 論文の単位	a) 会誌「The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine」（以下「リハ医学」）掲載の原著、短報、症例報告、総説等の筆頭著者	30 単位
	同 筆頭著者以外の著者	10 単位
	b) 「リハ医学」以外のリハ関連雑誌 *7 の筆頭著者	20 単位
	同 筆頭著者以外の著者	10 単位
(4) 学会発表等の 単位	a) 「年次学術集会」・「国際学会」でのシンポジウム、パネルディスカッション、特別講演等の筆頭演者	15 単位
	b) 「年次学術集会」・「国際学会」での一般発表（口演、ポスター）の筆頭演者	10 単位
	c) 「地方会」・「専門医会」での発表筆頭演者	10 単位
	d) 「年次学術集会」・「関連研修会」・「地方会」・「専門医会」・「関連学会」での教育講演・実習担当者	15 単位

<註>

*1～*3 毎年別に定める。

- *4 各地方で定期的に行なわれ教育委員会が認定したリハビリテーション関係の集会における教育研修講演
- *5 a)～f)以外の集会における講演。地方会が認定する。
- *6 教育研修講演および講演に関する規定・申請・認定の方法等については別に定める。
- *7 毎年別に定める。

附則

この別表は平成18年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

本規則は、平成26年1月25日より施行する。

地方会組織における生涯教育研修会に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、地方会組織に関する規則第5条第1項(2)に基づき、生涯教育研修会について定めるものである。

(支援)

第2条 生涯教育研修会(以下、研修会という)は、受講者が質の高いリハビリテーション医療を提供するとともに、リハビリテーション医学の発展に寄与できるよう、継続的な卒後の生涯教育を支援するものである。

(目標)

第3条 研修会の目標は、リハビリテーション医学に関する実践的な知識、リーダーシップ能力、最新の研究情報などの獲得にある。

(内容)

第4条 研修会の内容は以下に基づくものとする。

- (1) 本医学会の定める教育大綱、専門医制度卒後研修カリキュラムに準拠すること
- (2) リハビリテーション医学の科学的進歩に即したものであること
- (3) リハビリテーション医学の研究や実地診療に直結する実践的なものであること
- (4) 障害に関連した保健・医療・福祉の問題にも対応すること

(実施)

第5条 研修会の実施は、別に定める申し合わせに従う。

附 則

本内規は、平成15年9月27日から施行する。

地方会組織における生涯教育研修会の実施に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、地方会組織に関する規則第5条第1項(2)及び地方会組織における生涯教育研修会に関する内規第5条に基づき、地方会組織の行う生涯教育研修の実施要領について定めるものである。
- 2 地方会組織の行う生涯教育研修とは、別表 専門医・認定臨床医生涯教育の履修科目及び単位に規定する教育研修をいう。
- 3 開催の回数・時間は以下に定めるものとする。
 - (1) 開催は原則として、年に2回以上とする。地方会学術集会のプログラムとして同日開催も可能とする。
 - (2) 1講演は60分以上とし、研修会を単独で開催する場合には1回40単位の取得を超えないものとする。地方会学術集会と同日に開催する場合は1回30単位の取得を超えないものとする。
- 4 講演内容は以下に定めるものとする。
 - (1) 講演内容はリハビリテーション医学に関連するものとし、ガイドラインに沿って卒後の生涯教育に相応しいものとなるよう配慮する。
 - (2) 講演内容は、リハビリテーション医学の広い分野から選択し、同じ分野の講演が短期間に繰り返し行われぬよう配慮する。
- 5 講師資格は以下に定めるものとする。

講師はリハビリテーション科専門医が望ましい。

また、専門医以外の者を講師とする場合は、原則として次のいずれかの条件を満たすこととする。なお、同一の講師が短期間に繰り返し選定されないよう配慮する。

 - (1) 大学の教授・准教授・講師の職務に従事する医師
 - (2) かつて(1)であった医師
 - (3) 10年以上医師の経歴をもち、なおかつその領域の学識を有する者
 - (4) 医師以外では、大学の教授・准教授の職務に従事する者、あるいは、かつて教授・准教授の職務に従事した者
- 6 研修会の審査は以下に定めるものとする。
 - (1) 研修会担当委員は、企画された研修会が教育委員会の定める4項の「講演内容」及び5項の「講師資格」基準を遵守し、ガイドラインに則したものであるかを審査する。
 - (2) 研修会担当委員は、研修会が基準及びガイドラインを遵守しているかの判断が困難な場合、教育委員会に審査を依頼することができる。
- 7 開催手続き、報告及び受講カードは以下に定めるものとする。
 - (1) 研修会担当委員は、決定した講演内容を次の通り本医学会事務局に通知する。
 - 1) 「開催届け出」(フォーマットは本医学会ホームページからダウンロード)

に必要事項を入力し、本医学会事務局に電子メールにより通知する。

- 2) 通知は開催日の3か月以上前とする。
 - 3) 学会事務局は、1)の「開催届け出」を受理後ただちに学会誌掲載の予定号を研修会担当委員に連絡する。
- (2) 前項(2)に定める審査を求める場合は、以下の手順とする。
- 1) 研修会開催日の4か月以上前に「開催届け出」に、講師略歴・講演抄録(400字以内)を添付し、「教育委員会審査依頼」と添え書きして電子メールにより学会事務局に送信する。
 - 2) 研修会担当委員は、教育委員会より審査の結果変更を求められた場合は、内容を修正し、開催日の3か月前までに前号1)と同様に届け出をする。
- (3) 研修会担当委員は、研修会の実施状況を研修実施後1か月以内に、所定の様式により教育委員会に提出する。
- (4) 研修会開催者は、研修会担当委員の印を捺印した受講カード(白)を受講者に配布し、半券を回収し学会事務局に返却する。

8 資料などの提出は以下に定めるものとする。

- (1) 研修会担当委員は、理事長からの要請に応じ、生涯教育研修会の実施予定資料を提出する。
- (2) 理事長は研修会の教育項目、内容等について研修担当委員に意見を述べることができる。

附 則

本申し合わせは、平成15年9月27日より施行する。

平成19年1月17日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

平成20年9月27日より施行する。

実習研修の実施指針に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、教育委員会の活動内容に関する申し合わせ1(2)に基づき、臨床知識のみならず技術の習得並びに向上を図るための実習研修に関する指針について定めるものである。

2 領域

実習研修は、リハビリテーション医学に関係する疾患・分野やリハビリテーションに関する技能のうち、実習研修としての企画が有用と考えられる領域について行う。企画は、本医学会が定める専門医卒後研修カリキュラムに基づき、教育委員会がこれにあたる。

3 概要

- (1) ここでいう実習研修とは、講義および実習、試験より成る、2-3日程度の研修会を指す。
- (2) 十分な症例数の実習または時間数の技能の実習を行なうものとする。
- (3) 実習研修には、次の2種が含まれる。
 - 1) リハビリテーション医学に関係する教育機関、施設、各種団体が企画する研修会のうち、共催の申し込みのあったものについて、リハビリテーションに関する技能の修得を目指すに相応しい内容を包含するものを教育委員会で検討し、共催としての企画とする。
 - 2) 必要と思われる分野については、教育委員会が企画から協力して、相応しい内容・指導者による新規の研修会を実現させる。

4 実施

実習研修は、別に定める「実習研修の実施要領に関する申し合わせ」に基づいて実施する。

5 資格・単位との関連

本医学会の認定臨床医ならびに専門医受験資格としての位置づけ、及び、生涯教育単位としての認定などについては、認定委員会など関連部門と検討の上、一定の単位を付与する。

附 則

本申し合わせは、平成18年4月22日より施行する。

実習研修の実施要領に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、教育委員会の活動内容に関する申し合わせ1(2)に基づき、本医学会が主催または共催する実習研修(以下、研修という)に係る実施要綱について定めるものである。
- 2 研修は、教育委員会が担当し、本医学会リハビリテーション科専門医及びこれと同等の者が責任者として、専門医制度卒業研修カリキュラムに基づき研修を行うものとする。
- 3 本医学会が共催する研修とは、本医学会以外の団体等と共同で企画、運営にあたる研修をいう。
- 4 共催する研修に係る運営経費等は、原則として本医学会から支出しない。ただし、やむを得ないと判断した場合には、教育委員会で検討し理事会に諮る。
- 5 研修を共催する団体等は、次の各号に定める基準によるものとする。
 - (1) 相手方共催者についての基準
 - 1) 国若しくは地方公共団体又はこれらの行政機関
 - 2) 学校等の教育機関及びこれらの連合体
 - 3) 公益法人及びこれに準ずる団体
 - 4) その他理事会が適当と認めたもの
 - (2) 事業内容についての基準
 - 1) 本医学会の教育活動に寄与するもの
 - 2) 研修参加者の募集が原則として全国にわたるもの
- 6 申請手続

共催による研修を申請する者は、年度毎に所定の研修事業申請書を次の各号に定めた書類と共に理事長に提出する。

 - (1) 指導責任者及び指導者の名簿(所属施設・職名、所有資格等を含む。)
 - (2) 研修の日程・時間割表及び研修内容
- 7 研修の承認
 - (1) 教育委員会は、前項の研修事業申請書類に基づき審査を行う。
 - (2) 理事長は、教育委員会が審査した研修に対して、理事会の議を経て研修共催を承認する。
- 8 研修の報告
 - (1) 研修を実施した者は、研修の終了後次の各号に定める資料と共に、実施報告書を教育委員会に提出する。
 - 1) 研修内容に関するアンケートの集計報告
 - 2) 試験問題及び結果の集計(平均点・最高点・最低点)
 - 3) 出席者名簿

(2) 研修を実施した者は、研修の終了後、事業実施報告書（収支決算を含む。）を理事長に提出する。

附 則

本申し合わせは、平成15年9月27日より施行し、平成15年4月1日より適用する。

附 則

本申し合わせは、平成17年 6月16日より施行する。
平成26年11月29日より施行する。
平成27年 9月26日より施行する。

専門医会研究補助金に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、専門医会に関する規則第3条(3)に基づき、リハビリテーション科専門医(以下、専門医という)の個人研究を補助し、研究活動の活性化を図る目的のため、専門医会研究補助金(以下、補助金という)について定めるものである。

2 補助金は、研究費に恵まれていない若手を対象とし、主として臨床研究を支援するものとする。

(申請資格)

第2条 補助金の申請資格は、45歳以下の専門医で、かつ専門医取得後5年以内の個人とする。

2 補助金の交付は1回限りとし、一度補助金の交付を受けた者には、以後の申請資格は認めない。

(申請方法等)

第3条 補助金の申請は所定の申請用紙によるものとし、申請期間は当該年度の専門医会学術集会通常総会開催日より30日間とする。所定の申請用紙は別に定める。

2 申請は1名につき、1件に限る。

(補助金)

第4条 補助金は、1件20万円とし、年間3件を上限とする。

(選考方法)

第5条 補助金の選考は、専門医会幹事会が行う。

2 専門医会幹事会の選考結果は、理事会の承認を得ることとする。

(助成証書の交付)

第6条 補助金の助成証書は、本医会会員への報告会において、受彰者に対し、理事長より交付する。

(報告)

第7条 受彰者は、受彰した翌々年度の専門医会学術集会において、研究発表を行うものとする。

2 受彰者は1200字以内の研究報告書を作成し、専門医会幹事会、理事会に報告した後、会誌に掲載する。

附 則

本内規は、平成22年11月27日より施行する。

平成24年5月30日より施行する。

本内規は、平成26年3月15日より施行する。

平成 年度 日本リハビリテーション医学会専門医会研究補助金 申請書

申請者名	
生年月日、年齢	年 月 日 (満 歳)
所属機関 所属科	
所属機関所在地	
電話番号	
FAX	
E-mail	
専門医番号	
専門医取得年	

研究題名	
研究目的、方法、期待される成果とリハ医学における貢献度(600字以内)	
主研究者、または共同研究者としての他の研究費取得状況	

専門医の教育研修（医療倫理・医療安全・感染対策等の講習会）に関する内規

（目的）

第1条 本内規は、一般社団法人日本専門医機構による専門医制度整備指針に基づき、専門医の教育研修に関する講習会（以下「講習会」という。）について定めるものである。

（支援）

第2条 講習会は、リハビリテーション科専門医が質の高いリハビリテーション医療を提供するとともに、リハビリテーション医学の発展に寄与できるよう、専門医資格の取得および更新に必要な、医療倫理・医療安全・感染対策等の知識や技術の修得を支援するものである。

（目標）

第3条 講習会の目標は、リハビリテーション科専門医に必要な医療倫理・医療安全・感染対策等の知識や技術の獲得にある。

（内容）

第4条 講習会の内容は以下に基づくものとする。

- （1）専門医制度整備指針が定める専門医の認定における教育研修終了実績で、必修とされるもの（医療倫理・医療安全・感染対策）であること
- （2）専門医制度整備指針が定める専門医の認定における教育研修終了実績で、各診療領域で取り組むことが望ましいものに対応すること

（実施）

第5条 講習会の実施は、別に定める申し合わせに従う。

附 則

本内規は、平成28年3月19日より施行する

専門医の教育研修（医療倫理・医療安全・感染対策等の講習会）の実施に関する申し合わせ

- 1 本会申し合わせは、専門医の教育研修（医療倫理・医療安全・感染対策等の講習会）に関する内規第5条に基づき講習会の実施要領について定めるものである。
- 2 開催の回数・時間は以下に定めるものとする。
 - (1) 原則として年2回、学術集会期間中等に、必修とされる研修会（医療倫理・医療安全・感染対策）のすべての講習会を開催する。
 - (2) 地方会組織が開催する生涯教育研修会において、必修とされる研修会（医療倫理・医療安全・感染対策）のいずれかまたはすべての講習会を開催することができる。
 - (3) 1講演は60分とする。
 - (4) 各診療領域で取り組むことが望ましい研修会（医師教育、医療事故・医事法制、医療経済、臨床研究、EBM、専門医制度に含まれる最新情報）については、学術集会等での開催を検討する。
- 3 講演内容は、リハビリテーション科専門医に必要な医療倫理・医療安全・感染対策等の知識、技術などに関する講演とする。
- 4 講師資格は、医療倫理・医療安全・感染対策等に精通した大学教授またはそれに準ずるものとする。

附 則

本申し合わせは、平成28年3月19日より施行する